

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月23日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月13日 午前 8時30分から 令和 8年 2月20日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月25日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月11日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 2月26日 午前 9時00分から 令和 8年 3月 4日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,730,000 2,984,000	一括	746,000	62,293	0
1	1,030,000				
2	2,700,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字氷上字南中川 |
| | 地 番 | 1 8 4 7 番 1 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 6 . 1 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字氷上字南中川 1 8 4 7 番地 1 7 |
| | 家屋 番号 | 1 8 4 7 番 1 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 7 . 2 4 平方メートル
2階 5 8 . 8 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月24日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 木田郡三木町大字氷上字南中川 |
| | 地 番 | 1 8 4 7 番 1 7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 6. 1 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 木田郡三木町大字氷上字南中川 1 8 4 7 番地 1 7 |
| | 家屋 番号 | 1 8 4 7 番 1 7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 7. 2 4 平方メートル
2 階 5 8. 8 9 平方メートル |



令和7年(ケ)第79号
令和7年10月14日受理
令和7年11月4日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字氷上字南中川
地 番 1847番17
地 目 宅地
地 積 156.17平方メートル
- 2 所 在 木田郡三木町大字氷上字南中川1847番地17
家屋 番号 1847番17
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 57.24平方メートル
2階 58.89平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県木田郡三木町大字氷上1847番地17		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件1, 2土地建物の所有者です。 2 本件物件2建物には、私と妻と子供(3人)の5人の家族で暮らしています。 私の次男と長女は2階西側の部屋で引き籠り状態です。私は部屋に入ることができないので、調査に協力することができません。2階の西側の部屋では私の妻と子供2人とが一緒に生活をしている状態です。 2階南東角洋室は長男の部屋です。長男の部屋はお見せすることはできませんが写真を撮ることは控えていただけますでしょうか。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 三木町役場及び香川県長尾土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、南側を幅員約4.2mの舗装私道(建築基準法42条1項2号開発道路)に接道している。
 - 3 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在している。
 - 4 物件2建物については、経年(築後約23年経過)劣化が見受けられる。特に、2階東側2間の天井東側付近には雨の浸水によると推測されるカビ等の損傷が見られる。また、階段周りの壁には汚れ等による壁紙の損傷及び壁の穴(1階階段上がり口付近壁)が見受けられる。
本件物件2建物の給湯システムにはエコキュートが、キッチンにはIHクッキングヒーターが、それぞれ設置されている。本件建物はいわゆる電化住宅となっている。
2階西側洋室は、関係人の陳述にあるように現況調査で内部を確認することができなかった。また、2階南東側洋室については、内部状態の確認はできたが写真撮影はできなかった。
 - 5 物件1土地南側の接面道路(建築基準法42条1項2号道路、目的外土地1847番1)は、株式会社マルシンの所有である。株式会社マルシンの担当者によると、「競売で買受られた方が、当社所有の公衆用道路を道路として利用される分には問題はありません。ただ、道路に損傷箇所等が生じた場合には、団地の住民の方々に補修する必要があることを認識していただく必要があります。」とのことであった。
 - 6 本件土地周辺の水利関係を掌握している奥ノ堂池・中川水路の責任者の話によると、「水路維持管理協力金として年間4,000円を毎年12月ころに徴収させていただいています。よろしくお願いします。」とのことであった。
 - 7 物件2建物北側に設置されている給湯システムのエコキュートには、四電エナジーサービス株式会社のリース票が貼付されていた。四電エナジーサービス株式会社の担当者の陳述によると、「本件物件2建物で利用されている電気温水器は当社のリース物件です。競売で本件土地建物を購入された方が、電気温水器を引き続いて利用される場合には、当社に申請をしていただければと思います。必要がない場合には撤去をさせていただくことになります。ただ、本件リース契約は当初の10年を過ぎ5年の再延長期間に入っています。機器類も古くなっていますので、現在のものを更新されるか否かはご検討された方がよろしいかと思います。ご連絡をお待ちしています。」とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年10月15日(水) 16:20-16:40	物件所在地	接道外観等調査
令和7年10月15日(水) 16:50-17:10	三木町役場	公法上の規制等調査
令和7年10月20日(月) 15:00-16:00	物件所在地	立入調査(所有者立会) 評価人同行
令和7年10月20日(月) 16:50-17:00	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年10月24日(金) 10:00-10:10	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水道関係調査
令和7年10月30日(木) 16:50-17:00	高松市三木町氷上 三木町土地改良区	水利関係調査
令和7年11月3日(月) 9:30-9:40	当庁(電話)	奥ノ堂池・中川水路代表者から事情聴取
令和7年11月4日(火) 10:00-10:10	電話(当庁) 株式会社マルシン	本件土地の前面道路の利用について
令和7年11月4日(火) 10:30-10:40	電話(当庁) 四電エナジーサービス 株式会社	エコキュート関係調査

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

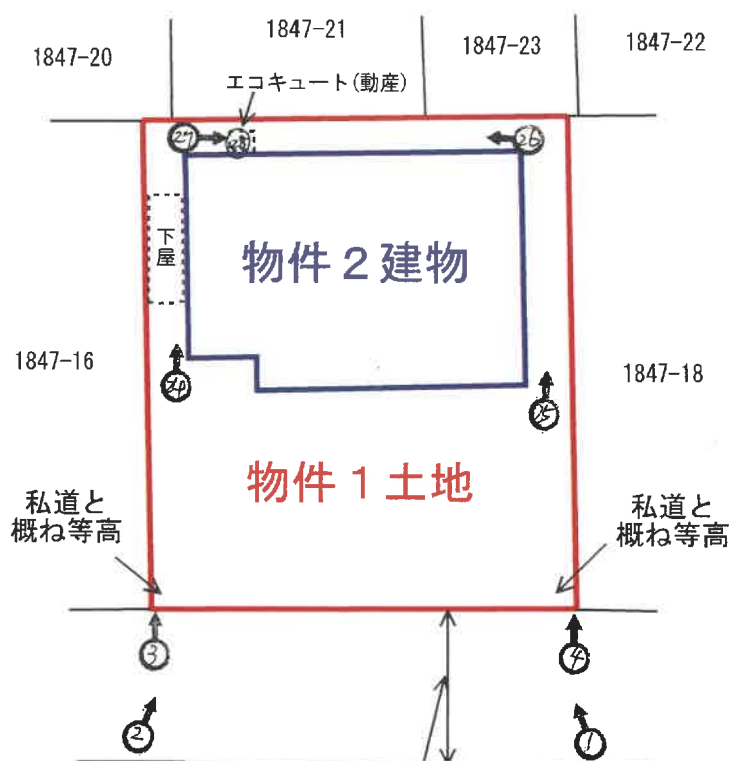
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。



幅員約4.2m舗装私道（建築基準法
第42条1項2号適用道路、歩道無）

土地建物位置関係図
(概略)



S ≒ 1 : 200

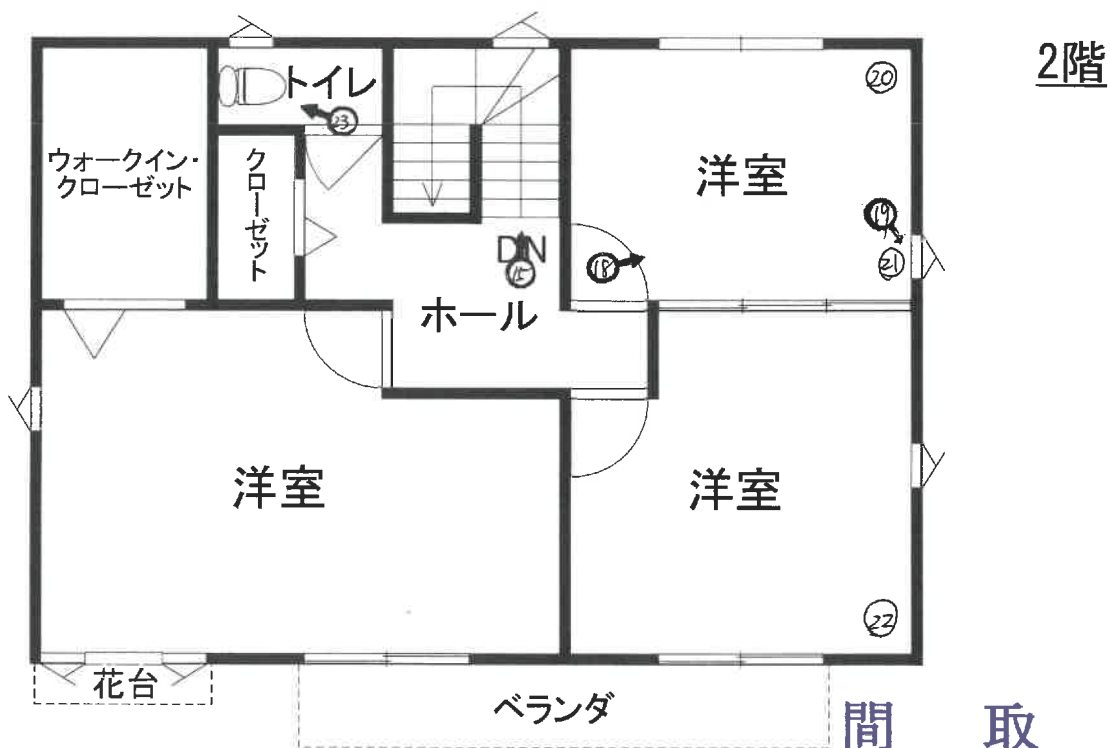
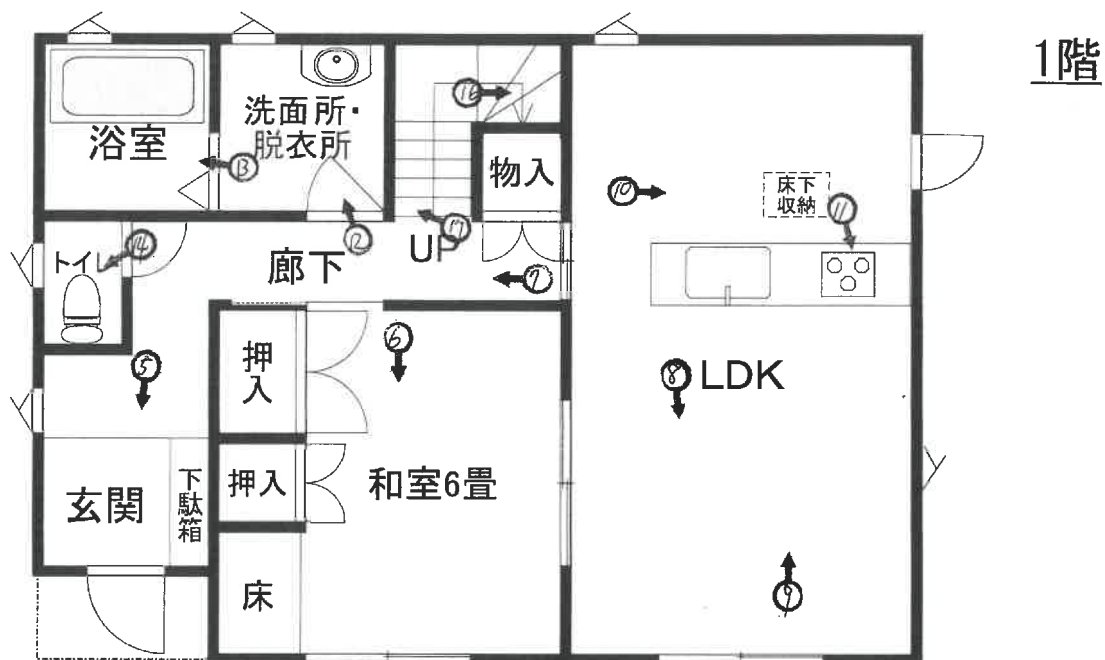


写真撮影位置・方向

(6 枚目)

物件 2 建物

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
- ※2 2階部分の黒一点鎖線は1階部分の形状を表す。



間 取 図
(概略)



(7 枚目)

写真撮影位置・方向

1



受命物件の状況

物件 2

物件 1

2

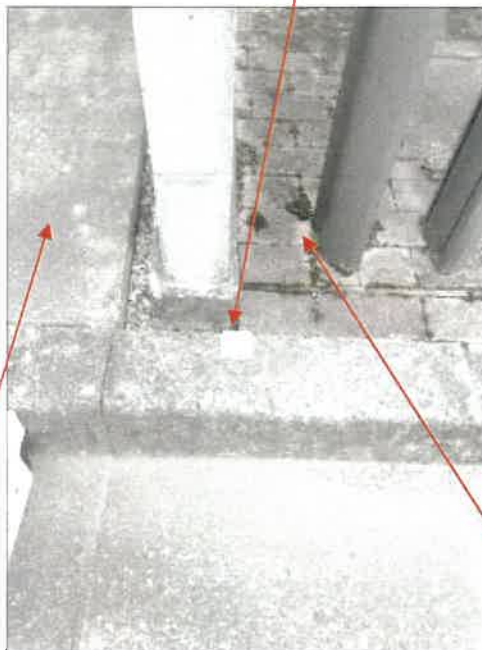


受命物件の南側及び西側境界付近の状況

舗装私道（建築基準法 4 2 条 1 項 2 号道路）

3

境界プレート



物件1 土地南西角点付近の状況

目的外土地 1847番16

境界プレート

物件1

4



物件1 土地南東角点付近の状況

物件1

目的外土地 1847番18

5



物件2建物の1階玄関付近の状況

6



物件2建物の1階和室の状況



物件2建物の1階階段前廊下の状況

8



物件2建物の1階LDKの状況

9



物件2建物の1階LDKの状況

1 0



物件 2 建物の 1 階キッチン周りの状況

1 1



物件 2 建物の 1 階キッチンの IH クッキングヒーター設置状況

1 2



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

1 3



物件 2 建物の 1 階浴室の状況

1 4



物件 2 建物の 1 階トイレの状況
汚れ、損傷

1 5



物件 2 建物の階段の状況

1 6

損傷箇所



物件 2 建物の階段の壁の損傷個所の状況

1 7



物件 2 建物の 1 階階段付近壁の汚れの状況

18



物件2建物の2階北東側洋室の状況

19



物件2建物の2階北東側洋室の東側窓の湿気による損傷状況

2 0



物件 2 建物の 2 階北東側洋室の天井の北東角のカビの状況

2 1



物件 2 建物の 2 階北東側洋室の天井の南東角のカビの状況

2 2



物件 2 建物の 2 階南東側洋室の天井の南東角のカビの状況

2 3



物件 2 建物の 2 階トイレの状況

2 4



物件 2 建物西側の状況

2 5

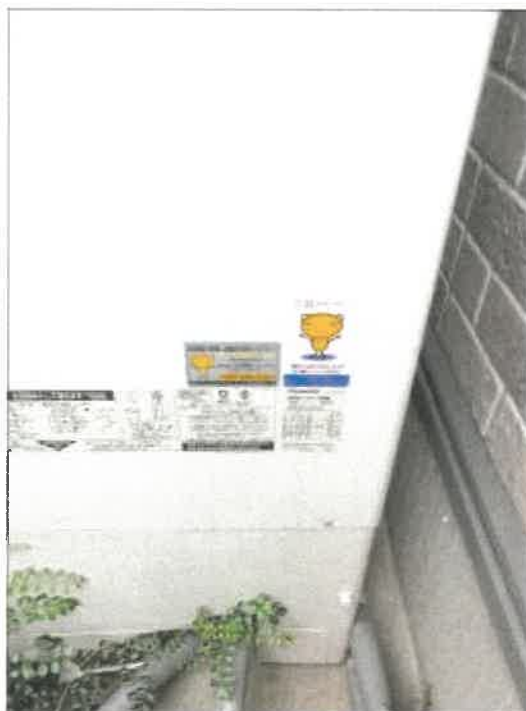


物件 2 建物東側の状況



物件2建物北側の状況

27



物件2建物北側のエコキュート設置の状況

28



物件2建物北側のエコキュート設置の状況

令和7年（ケ）第79号
令和7年10月20日 現地調査
令和7年11月4日 評 価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
新 川 智 洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 7 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 0 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 7 0 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

一次頁へー

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	木田郡三木町大字氷上字南中川 1847番17 宅地 156.17m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	木田郡三木町大字氷上字南中川 1847番地17 1847番17 居宅 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階 57.24m ² 2階 58.89m ² 延 116.13m ²	同左
特記事項			
・特になし			

一次頁へー

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「学園通り」駅の南方約1.4km 三木町コミュニティバス「中川」バス停の東方約100m （何れも直線距離、附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	目的物件の存する近隣地域は三木町南部郊外、琴電長尾線「学園通り」駅の南方約1.4km付近（直線距離）の氷上地区内に位置し、戸建住宅が建ち並ぶ小規模住宅団地を形成している。 当該地域においては、160㎡程度の敷地に戸建住宅としての使用を標準的使用とする。近隣地域及び周辺においては、特段の地域要因の変化等は見受けられないため、今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし 70% 200% 指定なし 特になし
画地条件	間口約11.5m、奥行約13.7m（最大）、規模156.17㎡（登記記載数量）の長形状の中間画地で、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	目的物件の南側で、幅員約4.2m舗装私道〔建築基準法第42条1項2号適用道路（平成11年10月29日開発許可、未第14号、歩道無、登記上は株式会社マルシン所有）に概ね等高に接面する。また、系統・連続性は普通程度である。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	現況では、物件2建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は、東側、西側及び北側は戸建住宅、南側は私道を介し戸建住宅である。	
供給処理施設	上 水 道 あり、ガス配管 なし、下 水 道 なし	
特 記 事 項	・ 目的物件の範囲については、公図（法第14条第1項地図）、地積測量図、建物図面、建築計画概要書、住宅地図、航空写真等を参考にした現地調査等の結果、現況上明らかである。 ・ 目的物件が南側で接面する私道（目的外土地である地番1847番1）について、所有会社への聴取等によれば、自社が分譲した団地内の道路であるため、買受人の道路としての利用は問題ないとのことである。なお、当該道路に損傷等が発生した場合には、団地住民による補修等の必要性があることを認識していただきたいとのことである。 ・ 目的物件及び周辺の水利関係を掌握している奥ノ堂池・中川水路の責任者への聴取等によれば、水路維持協力金として年4,000円を毎年12月頃に徴収しているとのことである。 ・ 目的物件内の物件2建物北側に、リース物件である給湯システム（エコキュート）が設置されている。リース会社担当者への聴取等によれば、買受人が引続き利用する場合は申請が必要であり、また、不要な場合は自社等で撤去を行うとのことである。	

特 記 事 項	・ 土壌汚染の有無に関しては、土地の履歴調査・関係官公庁担当部署への聴聞等の結果、特段の事項は確認されなかったもので、当該要因については考慮外として評価する。 ・ 埋蔵文化財については、三木町生涯学習課に確認した結果、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないことから、当該要因については考慮外として評価する。 ・ 目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。
---------	--

一次頁へー

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 平成15年3月24日新築 経過年数 約23年 経済的残存耐用年数 約2年
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、板張り等 床 フローリング、畳等 設 備 電気・給排水・空調・衛生設備・電化住宅等
床面積（現況）	1階 57.24㎡ 2階 58.89㎡ 延 116.13㎡
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	中位
保守管理の状態	やや劣る（下記特記事項欄参照）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	・香川県長尾土木事務所建築指導担当での聴取等によれば、目的物件は建築基準法上の建築確認（平成14年12月17日、第H14第0936号）を取得しているが、完了検査の記録は認められないとのことである。 ・目的物件については経年劣化が認められるほか、2階東側洋室2間の天井東側付近に雨の浸水によるカビ等の損傷が、また、階段周囲の壁に汚損及び損傷（穴）が認められる。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・目的物件についてはアスベスト等を含有する吹付材等が使用されている可能性は低いが、アスベストを含有する成形板等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	21,900	1.0	156.17	1.0	3,420,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 香川三木-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,900 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 = 21,900 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし

◇地域格差：特になし

イ 個別格差：特になし

ウ 地積：登記記載数量による。

エ 建付減価：地上建物の築年数・配置等の現況に鑑み、建付減価の発生は認められないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	218,000	116.13	0.11	2,785,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数約23年、経済的残存耐用年数約2年、残価率5%とした定額法と観察減価法（現況等に鑑み10%の減価が認められると判断）を併用して、下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{2}{23+2} \right] \times (1-0.1) \div 0.11$$

観察減価

一次頁へー

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,420,000	0.5	法定地上権	1,710,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,420,000	-1,710,000		1.0	0.6	1,030,000
2	2,785,000	+1,710,000	1.0	1.0	0.6	2,700,000
一括価格 (合計)						3,730,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

一次頁へー

第6 参考価格資料

地価公示価格（香川三木ー1）
所在：木田郡三木町大字氷上字石ヶ坪2136番17
価格：21,900円/㎡
位置：琴電長尾線「学園通り」駅の南西方約2.1km（道路距離）
価格時点：令和7年1月1日
地積：223㎡
供給処理施設：水道
接面街路：南側4m私有
用途指定等：非線引（建蔽率70%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅の中に農地等が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 2,081,545円
物件2 4,102,670円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上

最寄駅

最寄バス停

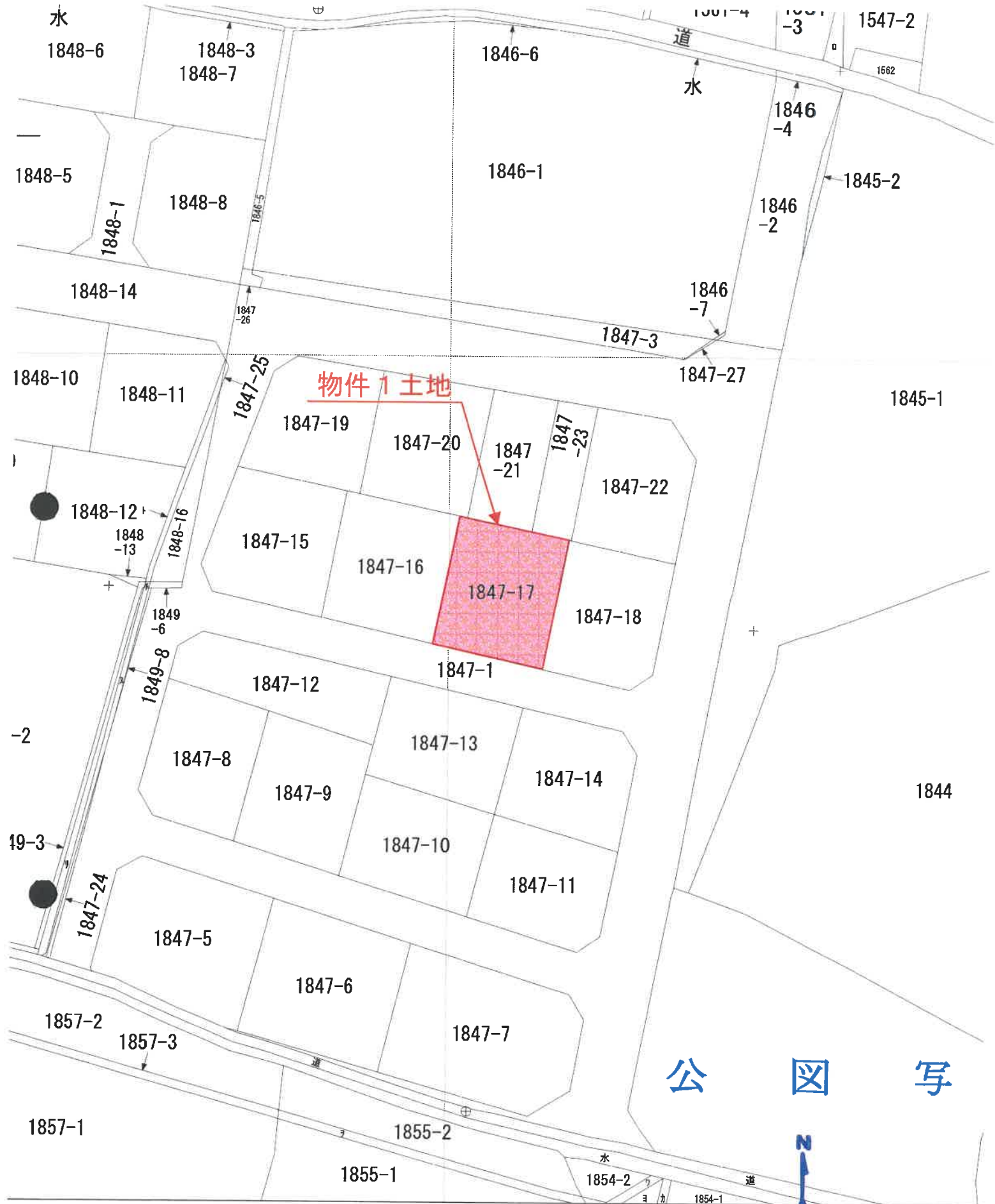
物件

公示地：香川三木ー1

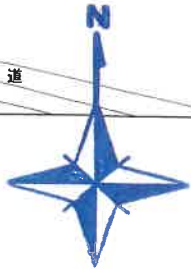
位置図



S ≒ 1 : 25,000



公 図 写



S ≒ 1 : 500

(香川県土地家屋調査士会用紙)

平陽 2 月 6 日 星期三

039444

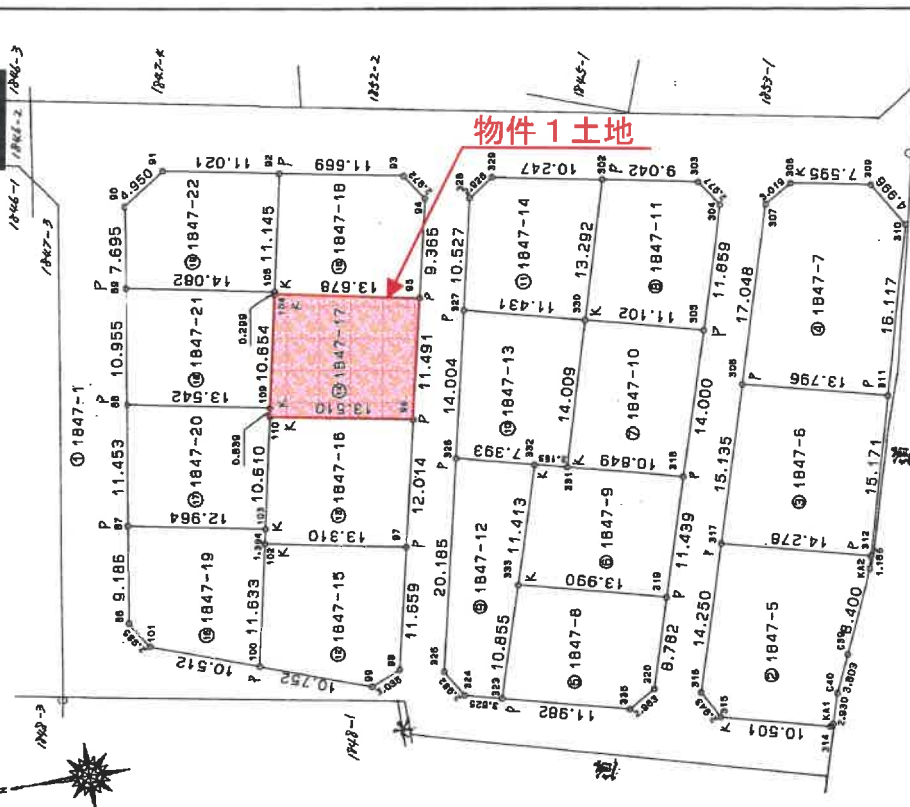
1847-5 ~ -22

積地

~~2~~

境界・準拠点番号	不点の種類	記号	境界・準拠点番号	不動点の種類	記号	基準点番号	その他の基準点の記号	記号
	金属プレート(鉄)	MA		金属プレート()	MP		プラスチック杭	P
	金属版	MB		コンクリート角	CC		木杭	W
	石杭	SP		刻印	EP		コンクリート釘	N
	コンクリート杭(鉄巻)	CP						
	プラスチック杭(鉄巻)	PP						

土地の所在 木田郡三木町大字氷上字南中川



不動産 P 金庫
K コンタクト・トナリ

人請母

縮尺 $\frac{1}{500}$

登記年月日：平成12年6月28日

1枚目と同様

地 積 測 量 図

1847-5~-22

地 番

土地の所在 木田郡三木町大字米上宇南中川

039446

境界・地積点番号	不動点の種別	記号	境界・地積点番号	不動点の種別	記号	境界点番号	その他の境界点の記号
金属プレート(会納)	MA	MP	金属プレート()	MP			プラスチック板
金属板	MB	CC	コンクリート角	CC			木杭
石杭 (鉄巻)	SP	EP	鉄 印				コンクリート釘
コンクリート板 (鉄巻)	CP						
プラスチック板 (鉄巻)	PP						

地番	⑬1847-17			
測点名	X座標	Y座標	距離	備
96	139320.272	58798.440	13.510	
110	139333.527	58801.052	0.839	
109	139333.351	58801.872	10.654	
104	139331.116	58812.289	13.578	
95	139317.697	58809.639	11.491	
	併面積	312.345406		
	面積	156.1732030		
	地積	156.17 m ²		

地番	⑬1847-18			
測点名	X 座標	Y 座標	距 離	
95	139317.697	58809.639	13.678	
104	139331.116	58812.289	0.299	
105	139331.067	58812.584	11.145	
92	139328.596	58823.474	11.659	
93	139317.245	58821.230	2.972	
94	139315.588	58818.763	9.365	
	併 面 積	310.734550		
	面 積	155.3672750		
	地 積	155.36 m ²		

地 番	⑬1847-19			
測点名	X 座標	Y 座標	距 離	
100	139338.500	58777.944	10.512	
101	139348.364	58781.579	2.985	
86	139349.923	58784.125	9.186	
87	139348.469	58793.195	12.964	
103	139335.752	58790.678	1.394	
102	139336.049	58789.316	11.533	
	併 面 積	300.856335		
	面 積	150.4281675		
	地 積	150.42 m ²		

地番	⑬1847-13			
測点名	X	Y	座標	距離
331	139306.657	58791.463		3.153
332	139309.710	58792.251		7.393
326	139316.865	58794.110		14.004
327	139313.727	58807.758		11.431
330	139302.662	58804.890		14.009
	併面積		307.689872	
	面積		153.8449350	
	地積		153.84 m²	

地番	⑬1847-14			
測点名	X	座標	Y	距離
330	139302.662		58804.890	11.431
327	139313.727		58807.758	10.527
328	139311.359		58818.017	2.928
329	139308.915		58819.614	10.247
302	139298.862		58817.627	13.292
	併面積		301.992977	
	面積		150.9964885	
	地積		150.99 m ²	

地 番	⑬1847-15			
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離	備 考
98	139325.592	58775.373	3.035	
99	139328.407	58774.238	10.752	
100	139338.500	58777.944	11.633	
102	139336.049	58789.316	13.310	
97	139322.991	58786.738	11.659	
併 面 積		330.088790		
面 積		165.0443950		
地 積		165.04 m ²		

地番	⑬1847-16			
測点名	X 座標	Y 座標	距 離	
97	139322.991	58786.738	13.310	
102	139336.049	58789.316	1.394	
103	139335.752	58790.678	10.610	
110	139333.527	58801.052	13.510	
96	139320.272	58798.440	12.014	
	併 面 積	321.911814		
	面 積	160.9559070		
	地 積	160.95 m ²		

作 製 者

申 請 人

縮 尺

(香川県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成15年4月11日

209699

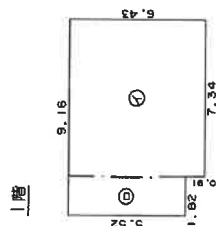
各 階 平 面 図

建 物 平 面 図

家屋番号 1847-17

建物の所在 木田郡三木町大字氷上字南中川1847番地17

1 階

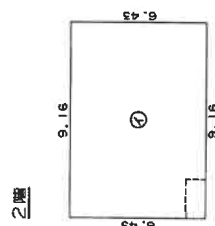


求積表

①	7.34	×	6.43	=	47.1962
②	1.82	×	5.52	=	10.0464
計					57.2426

床面積 57.24 m²

2 階

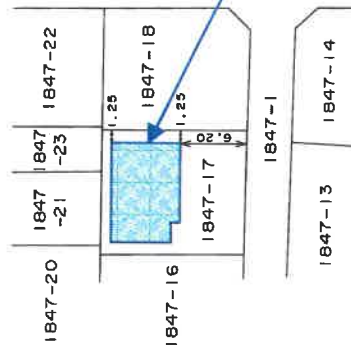


求積表

①	9.16	×	6.43	=	58.8988
床面積					58.89 m ²



物件 2 建物



作製者

縮尺 1/250

申請人

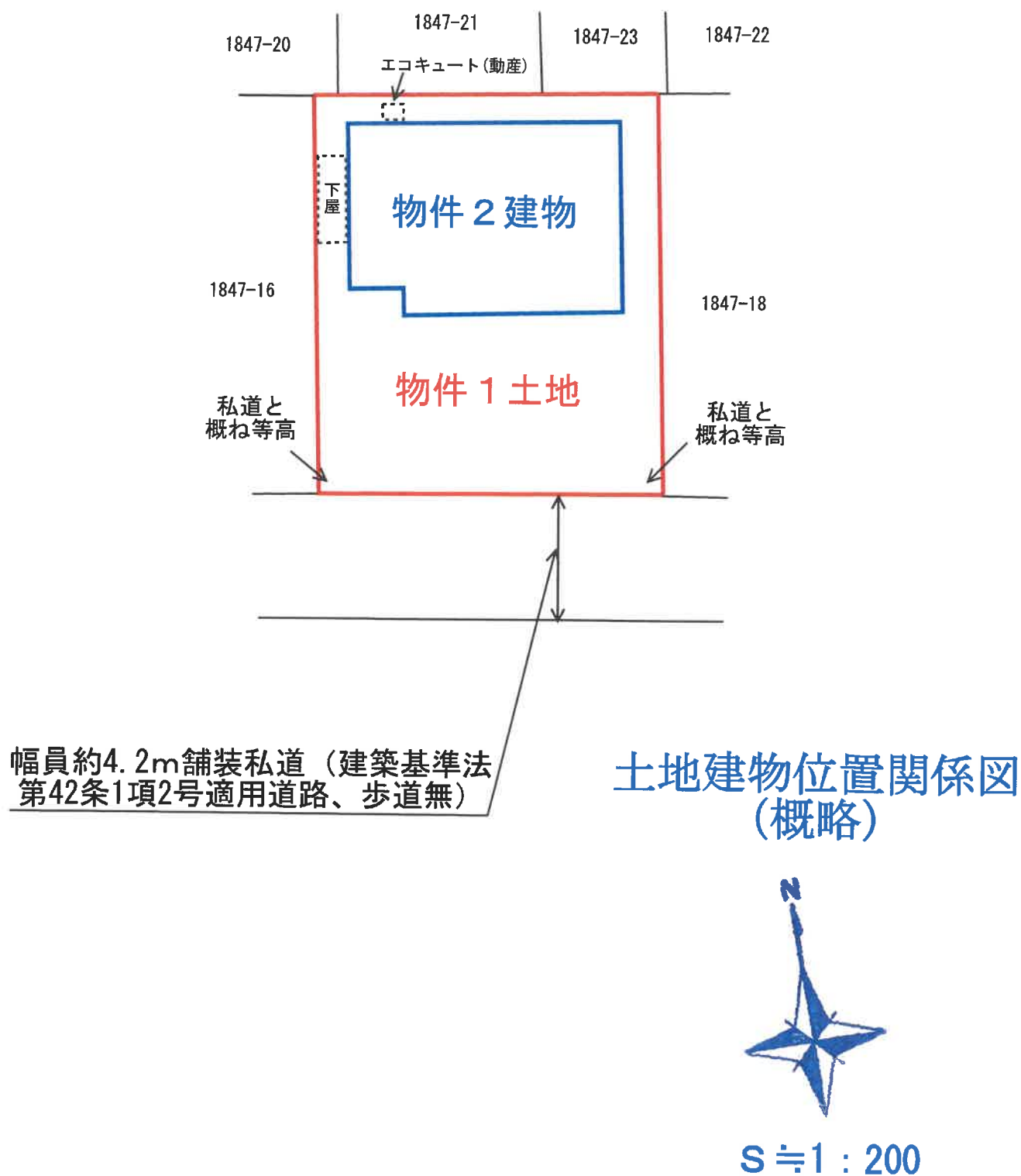
縮尺 1/500

H(5.41)

(香川県土地家屋調査士会用品紙)

平成 15 年 4 月 11 日 登記

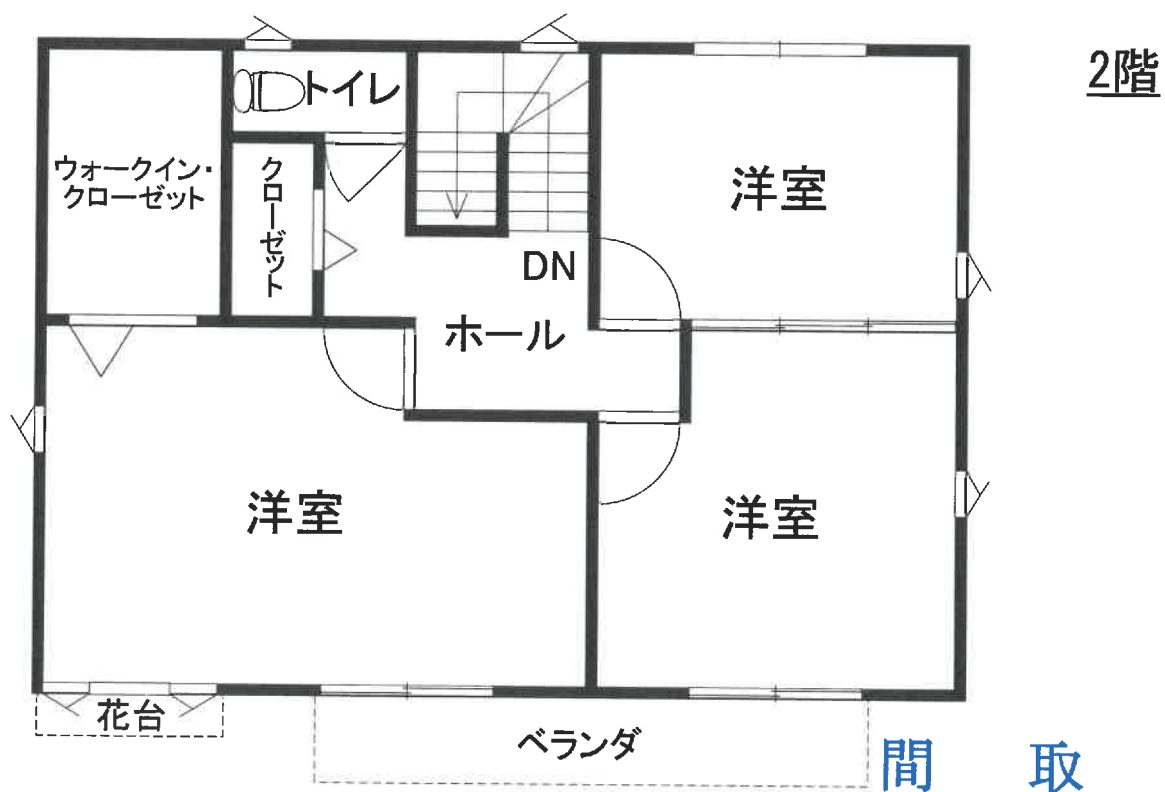
- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。



物件 2 建物

※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。

※2 2階部分の黒一点鎖線は1階部分の形状を表す。



間 取 (概略) 図

